



監査結果報告書

宝 監 第 2 6 0 号
令和 8 年 (2026 年) 2 月 2 4 日

宝塚市長 森 臨太郎 様

宝塚市監査委員 和 田 和 久
同 本 田 裕 一
同 藤 岡 和 枝

令和 7 年度財政援助団体等監査の結果について (報告)

宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体
特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西
特定非営利活動法人西谷仕事人
兵庫六甲農業協同組合
宝塚市職員互助会

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社

第1 監査の種類

出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社（以下「会社」という。）における主に令和6年度の市の出資及び公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 資本金の額 | 50,000,000 円 |
| 市の出資額 | 25,500,000 円 |
| 出資比率 | 51.0% |
| 2 宝塚市立宝塚園芸振興センター指定管理料 | 14,123,000 円 |

第3 監査の期間

事務局監査 令和7年11月17日から令和8年1月29日まで
監査委員監査 令和8年1月29日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書及び事業結果報告書、収支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

第5 監査の結果

会社における市の出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておおむね適正であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 宝塚市立宝塚園芸振興センターの指定管理における承認等手続きについて

宝塚市立宝塚園芸振興センター（以下「園芸振興センター」という。）の施設に係る利用料金の額は、園芸振興センター条例第10条第2項において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっています。また、利用料金の減免については、同条例第11条に基づき、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、指定管理者が減免することができます。しかしながら、市がこれら承認手続きを行っていることの確認ができませんでした。また、園芸振興センターの管理に関する基本協定書第5条第2項に規定される第三者への委託についても市の承認がないなど、不備事例が散見されました。

所管課から「指定管理者に対して必要な手続きの提出を要求できていなかった。令和8年度からの園芸振興センターの管理に関する基本協定書締結の際には、市の承認を得るよう指導した。」旨の説明を受けましたが、現指定管理は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であり、現指定管理期間における承認手続きが必要です。次期指定管理期間のみならず、現指定管理期間においても承認を行ってください。

さらに、園芸振興センター指定管理者が行う業務仕様書に規定されている事業計画書及び年次事業報告書の提出内容を確認したところ、会社そのものの事業計画及び事業報告となっており、公の施設の指定管理における計画や実績に係る報告内容ではありませんでした。とりわけ年次事業報告書については、同業務仕様書において「年次報告書の主な内容は、次のとおりとする。」として9項目を定めていますが、これらを充足する報告内容となっておりません。定められている内容については別途提出のあった資料で代替できているとのことですが、承認手続きの不備と同じく、これも所管課の確認不足によるものです。市として求めている書類が漏れなく提出されているか再確認してください。

園芸振興センターの指定管理者については公募によることなく指定されるものですが、非公募であるからこそ、各種手続きを遵守しておくことが必要だと考えます。基本的な事務手続きを怠らず公の施設としての透明性を確保するよう努めてください。

第7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

(1) 指定管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 指定管理料 令和6年度 14,123,000円

2 指定管理施設の概要

(1) 名称 宝塚市立宝塚園芸振興センター

(2) 所在地 宝塚市山本東2丁目2番1号

(3) 建物 本体棟 木造一部RC造2階建 1,733㎡

(ただし、長尾サービスセンター及び共同利用施設山本会館に係る部分758㎡を除く)

アトリウム棟 鉄骨造平屋建 205㎡

倉庫1 RC造一部木造平屋建 12㎡

倉庫2 RC造平屋建 113㎡

(4) 屋外施設 駐車場1 2,369㎡

駐車場2 2,537㎡

モデル展示場 320㎡

(5) 開館年月日 平成12年4月15日

3 施設設置の目的

宝塚市の地場産業である植木・花き産業の振興及び活性化を図るため。

4 指定管理者が行う業務

(1) 以下の事業を遂行する業務

ア 植木・花き産業の振興に関すること。

イ 植木・花きの情報の収集及び分析に関すること。

ウ 植木・花きに係る研究、開発及び研修に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(2) 利用許可に関する業務

(3) 利用料金の徴収に関する業務

(4) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、園芸振興センターの管理に関し市長が

必要があると認める業務

第8 会社の概要

1 名称等

- (1) 名 称 宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
- (2) 主たる事務所 兵庫県宝塚市山本東二丁目2番1号
- (3) 設立年月日 平成11年11月11日

2 目的

会社は、次の事業を営むことを目的としています。

- (1) 植木・花き産業に関する調査研究、宣伝及び広告業務
- (2) 植木・花きに関するデザイン情報等の収集分析及び提供業務
- (3) 植木・花き、その他園芸用品の展示及び販売
- (4) 不動産の売買、賃貸、管理、あっせん及び仲介
- (5) 店舗、倉庫、植木振興施設、公園、駐車場、駐輪場の管理
- (6) 衣料品、日用雑貨、飲食料品の販売業務
- (7) 収入印紙、郵便切手、はがきの売りさばき及び公衆電話受託業務
- (8) 広告代理業務及び貨物運送取扱業務
- (9) たばこ、酒類、清涼飲料水及び古物の販売
- (10) 喫茶店の経営
- (11) ビデオ、コンパクト・ディスク、本のレンタル及び販売
- (12) 店舗のクレジットカードによる売上代金の決済代行業務
- (13) 損害保険代理業務及び生命保険の募集に関する業務
- (14) 各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の主催業務
- (15) 前各号に附帯する一切の業務

3 市との関係

- (1) 市出資額
25,500,000円 (51.0%)
- (2) 役員の兼務等
取締役 (市産業文化部長)、監査役 (市会計管理者)

4 経営状況

第23期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）から第26期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）までの比較損益計算書及び比較貸借対照表は、次のとおりです。

比較損益計算書

（単位 円）

		第23期	第24期	第25期	第26期	対前期増減 C (B-A)	
		R3.4.1～ R4.3.31	R4.4.1～ R5.3.31	R5.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～ R7.3.31		
		決算額	決算額	決算額 (A)	決算額 (B)		
経常損益の部	営業損益の部	売上高	222,210,758	221,787,834	206,441,894	211,056,570	4,614,676
		売上高	222,210,758	221,787,834	206,441,894	211,056,570	4,614,676
		売上原価	109,618,886	110,586,778	100,091,830	100,542,694	450,864
		期首棚卸高	8,186,442	9,958,406	10,477,628	8,176,066	△ 2,301,562
		仕入高	111,390,850	111,106,000	97,790,268	101,753,224	3,962,956
		期末棚卸高	9,958,406	10,477,628	8,176,066	9,386,596	1,210,530
	売上総利益	112,591,872	111,201,056	106,350,064	110,513,876	4,163,812	
	販売費及び一般管理費	109,024,841	108,979,230	102,462,526	110,755,415	8,292,889	
	営業利益	3,567,031	2,221,826	3,887,538	△ 241,539	△ 4,129,077	
	営業外損益の部	営業外収益	509,547	2,955,033	1,309,581	1,674,857	365,276
		受取利息	177,048	127,054	102,108	118,147	16,039
		雑収入	332,499	2,827,979	1,207,473	1,556,710	349,237
		営業外費用	44,217	45,495	718,229	12,999	△ 705,230
		雑損失	44,217	45,495	718,229	12,999	△ 705,230
		営業外利益	465,330	2,909,538	591,352	1,661,858	1,070,506
	経常利益	4,032,361	5,131,364	4,478,890	1,420,319	△ 3,058,571	
特別損益の部	特別利益	0	0	67,235	0	△ 67,235	
	貸倒引当金戻入益	0	0	67,235	0	△ 67,235	
	特別損失	2	0	13,414	0	△ 13,414	
	固定資産除却損	2	0	13,414	0	△ 13,414	
税引前当期利益		4,032,359	5,131,364	4,532,711	1,420,319	△ 3,112,392	
法人税、住民税及び事業税		495,511	1,410,853	976,729	527,889	△ 448,840	
当期純利益		3,536,848	3,720,511	3,555,982	892,430	△ 2,663,552	

比較貸借対照表

(単位 円)

科目		第23期	第24期	第25期	第26期	対前期増減
		R4.3.31現在 決算額	R5.3.31現在 決算額	R6.3.31現在 決算額(A)	R7.3.31現在 決算額(B)	
資産の部	流動資産	133,420,677	137,362,782	139,511,174	134,036,905	△ 5,474,269
	現金	1,898,132	2,224,759	2,617,404	2,442,329	△ 175,075
	普通預金	30,714,318	31,673,196	42,383,464	32,503,923	△ 9,879,541
	定期預金	80,000,000	80,000,000	80,000,000	80,000,000	0
	売掛金	9,202,231	10,033,810	5,382,552	7,940,909	2,558,357
	たな卸商品	9,958,406	10,477,628	8,176,066	9,386,596	1,210,530
	貯蔵品	124,797	101,998	130,515	74,700	△ 55,815
	前渡金	0	0	28,328	698,830	670,502
	前払費用	0	0	32,619	151,639	119,020
	未収入金	1,630,006	2,965,963	813,963	848,488	34,525
	立替金	200	6,600	200	400	200
	未収還付法人税等	0	0	0	75,900	75,900
	貸倒引当金	△ 107,413	△ 121,172	△ 53,937	△ 86,809	△ 32,872
	固定資産	7,075,134	5,593,263	6,506,178	11,360,069	4,853,891
	有形固定資産	4,958,824	3,475,953	4,264,826	3,705,011	△ 559,815
	建物	1,128,572	1,128,572	1,128,572	1,128,572	0
	構築物	4,964,000	4,964,000	4,964,000	4,964,000	0
	車両運搬具	932,592	932,592	932,592	932,592	0
	工具、器具及び備品	15,291,234	15,291,234	17,011,234	17,680,234	669,000
	建物附属設備	3,753,334	3,753,334	3,753,334	3,753,334	0
リース資産	864,000	0	432,000	432,000	0	
減価償却累計額	△ 21,974,908	△ 22,593,779	△ 23,956,906	△ 25,185,721	△ 1,228,815	
投資その他の資産	2,116,310	2,117,310	2,241,352	7,655,058	5,413,706	
投資有価証券	0	0	0	5,000,000	5,000,000	
出資金	1,200	2,200	1,200	1,200	0	
保証金	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	0	
長期前払費用	0	0	125,042	538,748	413,706	
リサイクル預託金	15,110	15,110	15,110	15,110	0	
資産の部合計	140,495,811	142,956,045	146,017,352	145,396,974	△ 620,378	
負債の部	流動負債	35,923,602	34,773,325	33,774,250	32,358,642	△ 1,415,608
	買掛金	11,666,596	9,552,518	9,645,756	9,248,076	△ 397,680
	未払金	6,259,701	6,298,254	4,694,529	3,833,977	△ 860,552
	未払費用	3,044,807	3,042,276	3,094,690	3,253,634	158,944
	未払法人税等	468,400	1,391,400	265,700	105,500	△ 160,200
	未払消費税等	1,649,300	1,742,300	2,620,500	1,170,200	△ 1,450,300
	前受金	9,309,013	9,306,983	9,688,292	11,478,725	1,790,433
	預り金	567,147	403,164	1,345,689	464,345	△ 881,344
	賞与引当金	2,137,050	2,142,150	1,638,600	1,993,050	354,450
	売上割戻引当金	821,588	894,280	780,494	811,135	30,641
	固定負債	5,100,000	4,990,000	5,494,400	5,397,200	△ 97,200
	預り保証金	5,100,000	4,900,000	5,120,000	5,120,000	0
	長期未払金	0	0	356,400	277,200	△ 79,200
退職給与引当金	0	90,000	18,000	0	△ 18,000	
負債の部合計	41,023,602	39,763,325	39,268,650	37,755,842	△ 1,512,808	
純資産の部	株主資本					
	資本金	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	0
	利益剰余金	49,472,209	53,192,720	56,748,702	57,641,132	892,430
	繰越利益剰余金	49,472,209	53,192,720	56,748,702	57,641,132	892,430
	(うち当期純利益)	(3,536,848)	(3,720,511)	(3,555,982)	(892,430)	(△ 2,663,552)
純資産の部合計	99,472,209	103,192,720	106,748,702	107,641,132	892,430	
負債・純資産の部	140,495,811	142,956,045	146,017,352	145,396,974	△ 620,378	

ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体（以下「共同事業体」という。）における主に令和6年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

- ・宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場指定管理料 223,100,000円

第3 監査の期間

事務局監査 令和7年11月17日から令和8年1月29日まで

監査委員監査 令和8年1月29日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書及び事業結果報告書、収支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

第5 監査の結果

共同事業体における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておおむね適正であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場の指定管理について

指定管理者に対して令和6年度宝塚市立自転車等駐車場他事業計画書（以下「事業計画書」という。）の提出を求めたところ、事業計画書については市に提出したものの、原本を保管していない旨の報告が指定管理者からありました。宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場管理に関する基本協定書（以下「駐車場基本協定書」という。）第4条第1項において、「（駐車場基本協定書）第15条に定める事業計画書に従って、業務を実施するものとする。」となっていますが、事業計画書を保管していない状況で、指定管理者が適正に事業の進捗管理を行うことが可能だったのか所管課に確認したところ、「事業計画書については、宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場指定管理者にかかる管理業務の概要（以下「管理業務の概要」という。）中、Ⅲ自転車等駐車場及び駐車場の管理運営に関する業務の（1）管理運営計画書の作成に基づき、指定管理者から令和5年10月末までに令和6年度事業計画書案の提出を受け、承認していたため、事業実施はできたと考える。」旨の説明を受けました。しかしながら、事業年度ごとの実施計画及び収支計画などが記載された事業計画書が手元にない中で、本当に事業計画書のとおり業務を実施できたのか疑問が残ります。

管理業務の概要において、「指定管理者は、指定期間中の文書の管理について、市の指示に基づき、毎年度、業務毎に分類し、適切に管理すること。」となっていることから、事業計画書を適切に管理するよう指導してください。また、事業計画書における収支計画書の項目と事業報告書における収支計算書の項目が相違しており、計画に対し適切に事業執行されたのか比較が困難な状況となっています。項目ごとに正確な決算額の検証を行えるよう、収支計画書と収支計算書の項目を合わせるよう指導し、収支計画書に基づいた支出となっているのか所管課として確認を行うようにしてください。

また、管理業務の第三者への委託については駐車場基本協定書第7条第2項において、「甲の承認を得た上で第三者に委託することができる。」と定められていますが、書面による指定管理者からの申請及び市の承認が行われておらず、承認の事実が確認できませんでした。書面による申請及び承認手続を行うようにしてください。

さらに、管理業務の概要において、「日常管理に伴う修繕を実施した際には、修繕の概要、見積書の写し、修繕前後の状況写真を市に提出すること。」となっていますが、

見積書の写し及び写真の提出はなく、また、月次報告書の主な内容として苦情とその対応状況が含まれていますが、指定管理者からの月次報告書に苦情に関する報告が一切ないなど、管理業務の概要と相違しています。所管課においては、管理業務の概要の内容を今一度確認するとともにこれを遵守し、業務を実施するよう指導してください。

第7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

(1) 指定管理期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 指定管理料 令和6年度 223,100,000円

2 指定管理施設の概要

(1) 宝塚市立自転車等駐車場（駐輪場）

	自転車駐車場名称 (駐輪場)	所在地	自転車等の 駐車場所	面積 (㎡)	構 造	実収容 可能台数 (台)	利用可能 車種 ※1・2	開設年次	入出庫時間
1	仁川駅前自転車駐車場	宝塚市仁川北2丁目118番3	屋内(地下)	1,760.34	鉄筋コンクリート造2階建 (地下1階、地上1階)	772	自・原	平成15年	午前5時～翌日午前1時
2	小仁川自転車駐車場	宝塚市仁川北2丁目5番	屋外	512.66	屋 外	382	自	昭和52年	午前0時～午後12時
3	小仁川第二自転車駐車場	宝塚市仁川北2丁目9番	屋外	265.86	屋 外	142	自・原・(自二)	平成15年	午前0時～午後12時
4	赤天池自転車駐車場	宝塚市仁川北3丁目166番	屋内	404.34	屋根付き施設	149	自	昭和52年	午前0時～午後12時
			屋外		屋 外				午前0時～午後12時
5	小林自転車駐車場	宝塚市小林2丁目50番1	屋外	1,606.81	屋 外	1,572	自・原・(自二)	昭和60年	午前5時～翌日午前1時
			屋内		鉄骨造2階建				
			屋上階		鉄骨造2階建の最上階				
6	逆瀬川自転車駐車場	宝塚市逆瀬川1丁目406番	屋内(地下)	1,428.45	鉄筋コンクリート造地下1階建	1,042	自	昭和62年	午前5時～翌日午前1時
7	逆瀬川南自転車駐車場	宝塚市逆瀬川1丁目151番	屋外	1,095.08	屋 外(管理事務所有り)	472	自・原・自二	平成10年	午前0時～午後12時
8	宝塚南口駅前自転車駐車場	宝塚市南口2丁目565番	屋外	480.33	屋 外(管理事務所有り)	189	自・原・自二	平成21年	午前0時～午後12時
9	宝塚自転車駐車場	宝塚市栄町2丁目127番4	屋内	2,833.29	鉄筋コンクリート造2階建	1,662	自・原・(自二)	平成5年	午前5時～翌日午前1時
10	宝塚第二自転車駐車場	宝塚市栄町2丁目330番	屋外	147.64	屋 外	25	自二	平成20年	午前5時～翌日午前1時
11	清荒神自転車駐車場	宝塚市清荒神1丁目239番2	屋外	268.72	屋 外(管理事務所有り)	133	自・原・自二	昭和57年	午前0時～午後12時
12	亮布神社駅前自転車駐車場	宝塚市亮布2丁目5番1	屋内(地下)	1,744.45	鉄筋コンクリート造2階建 (地下1階、地上1階)	650	自・原	平成11年	午前5時～翌日午前1時
13	中山南自転車駐車場	宝塚市中山寺1丁目195番	屋外	430.70	屋 外(管理事務所有り)	342	自	平成7年	午前0時～午後12時
14	中山北自転車駐車場	宝塚市中山寺1丁目155番1	屋外	498.01	屋 外(管理事務所有り)	446	自・原・自二	平成7年	午前0時～午後12時
15	山本北自転車駐車場	宝塚市平井1丁目58番2	屋内(地下)	2,522.88	鉄筋コンクリート造2階建 (地下1階、地上1階)	1,370	自・原	平成3年	午前5時～翌日午前1時
16	山本北第二自転車駐車場	宝塚市平井1丁目33番3	屋外	476.68	屋 外	95	原・自二	平成20年	午前5時～翌日午前1時
17	山本東自転車駐車場	宝塚市山本東2丁目54番1	屋外	218.00	屋 外	92	自・原・(自二)	昭和63年	午前0時～午後12時
18	JR中山寺駅北自転車駐車場	宝塚市中筋4丁目89番1	屋外	609.20	屋 外	264	自・原・自二	平成20年	午前5時～翌日午前1時
19	JR中山寺駅南自転車駐車場	宝塚市中筋4丁目8番2	屋内(地下)	3,361.26	鉄筋コンクリート造2階建 (地下1階、地上1階)	1,784	自・原	平成12年	午前5時～翌日午前1時
20	武田尾駅前自転車駐車場	宝塚市玉瀬字イヅリハ1番42	屋外	148.53	屋 外(管理事務所有り)	93	自・原・自二	昭和63年	午前0時～午後12時

※1 利用可能車種は、自・自転車、原・原付車、自二・自動二輪車

※2 自動二輪車のうち、小仁川第二・小林・宝塚・山本東の各自転車駐車場は、従前使用許可利用者についてのみ適用し、新規の受付は行っていません。

(2) 宝塚市立自動車駐車場

	自動車駐車場名称	所在地	自動車の 駐車場所	面積 (㎡)	構 造	実収容 可能台数 (台)	開設年次	入出庫時間
21	武田尾駅前駐車場	宝塚市玉瀬字イヅリハ1番42	屋外	1,605.58	屋 外	105	平成元年	午前0時～午後12時
22	宝塚駅前駐車場	宝塚市栄町2丁目1番1	屋外	465.46	屋 外(パークロック設備16台)	16	平成7年	午前5時～翌日午前1時

3 施設設置の目的

(1) 宝塚市立自転車等駐車場（駐輪場）

自転車等を利用する市民の利便を図るため。

(2) 宝塚市立自動車駐車場

道路交通の円滑化を図り、市民の利用に供するため。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 使用許可に関する業務
- (2) 自動車の入庫及び出庫の管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要があると認める業務

第8 共同事業体の概要

1 名称等

ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体

※当該団体は、次の事業者による共同事業体です。

代表構成団体 ミディ総合管理株式会社

構成団体 公益社団法人宝塚市シルバー人材センター

2 市との関係

(1) 市出資額

該当なし

(2) 役員の兼務等

ア ミディ総合管理株式会社

該当なし

イ 公益社団法人宝塚市シルバー人材センター

理事長（元市職員）

常務理事（市商工勤労課職員）

理事（市産業文化部長）

特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西（以下「エンパワメント関西」という。）における主に令和6年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

・宝塚市立男女共同参画センター指定管理料 47,668,000 円

第3 監査の期間

事務局監査 令和7年11月17日から令和8年1月29日まで

監査委員監査 令和8年1月29日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書及び事業結果報告書、収支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

第5 監査の結果

エンパワメント関西における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておおむね適正であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 宝塚市立男女共同参画センター指定管理料について

指定管理料の積算の考え方について所管課に確認したところ、「歳入については、過年度の利用実績等に基づいて計上している。歳出における人件費は、市の給与水準に基づいて計算した金額を計上し、事業費、施設管理費及びその他経費については、決算額をベースに所要額を算定している。」旨の説明を受けましたが、指定管理者制度による管理を行ってきた実績も明らかになっていることから、人件費の積算を市の給与水準に基づいて積算していることは疑問が残ります。

人件費の積算人数と実人員に差がある理由について確認したところ、「平日午前9時から午後5時までについては4名以上の配置に努めることとしており、相談対応、窓口業務、事業運営、施設管理、利用許可、苦情対応、個人情報管理など、同時並行で発生する業務を安定的に実施するためには、常時4名体制を基本とすることが合理的であることから、積算上も4人分の人件費を計上している。一方、実際の配置人数については、指定管理者が業務シフト、非常勤職員の活用、勤務時間の調整等により柔軟に運営しているため、延べ人数や実人員が積算上の4人と一致しない場合がある。特に、夜間や土日祝日は1名以上の配置とされていることから、時間帯別の配置人数の違いにより、実人員ベースでは差が生じる構造となっている。所管課としては、積算人数4人はあくまで業務を安定的に遂行するために必要な最低基準を金額算定上モデル化したものであり、実際の雇用人数や勤務形態までを固定するものではないと整理している。重要なのは、業務仕様書で求める配置基準及びサービス水準が確保されているかであり、これについては、職員配置表や勤務シフトの提出、月次・年次報告、現地確認等を通じて継続的に確認している。現時点において、配置基準違反や業務遂行上の支障は認められておらず、積算方法及び人員配置は妥当であると判断している。」旨の説明を受けました。

実際の雇用人数や勤務形態までを固定するものではないことは一定理解しますが、実際に配置されている人員は、勤務形態が多種にわたり、人件費の積算人数より多くなっています。

指定管理者制度は公の施設の管理について、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として導入されたものであることから、実際に配置されている人数が業務仕様書で求めているサービス水準に照らして過剰な人員配置となっていないか確認し、より効率的な運営を行うよう指導してください。

第7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

- (1) 指定管理期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 指定管理料 令和6年度 47,668,000円

2 指定管理施設の概要

- (1) 名称 宝塚市立男女共同参画センター
- (2) 所在地 宝塚市栄町2丁目1番2号「ソリオ2」4階
- (3) 建物 ソリオ2（区分所有建物）の4階部分
床面積 900.98㎡
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- (4) 開館年月日 平成元年10月1日（平成5年4月1日に現在の場所へ移転）

3 施設設置の目的

男女共同参画の推進を図るため。

4 指定管理者が行う業務

(1) 以下の事業を遂行する業務

- ア 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- イ 男女共同参画の推進に関する諸問題に係る相談に関すること。
- ウ 男女共同参画の推進を図るための啓発及び学習に関すること。
- エ 男女共同参画の推進を目的として活動している団体に活動の拠点を提供し、交流及び連携の促進を図ること。
- オ 男女共同参画の推進を目的として活動している団体の育成に関すること。
- カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業。

(2) 利用許可に関する業務

(3) 利用料金の徴収に関する業務

(4) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、男女共同参画センターの管理に関し市長が必要であると認める業務

第8 エンパワメント関西の概要

1 名称等

- (1) 名 称 特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西
- (2) 所 在 地 兵庫県宝塚市中野町4番11号
- (3) 設 立 年 月 日 平成12年8月3日

2 主な事業内容

- (1) 女性や子どもへの暴力防止に関する啓発・学習事業
- (2) 子どもへの暴力防止プログラムの提供事業
- (3) 子ども育ちに関わる大人のための啓発・学習事業
- (4) 人権問題及び男女平等推進に関する啓発・学習事業
- (5) 性の健康教育に関する啓発・学習事業
- (6) 女性の自立とエンパワメントのための啓発・学習・ネットワーク支援事業
- (7) 子どものエンパワメントのための啓発学習事業
- (8) 男女共同参画センターの管理・運営事業

3 市との関係

- (1) 市出資額
該当なし
- (2) 役員の兼務等
該当なし

特定非営利活動法人西谷仕事人

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

特定非営利活動法人西谷仕事人（以下「西谷仕事人」という。）における主に令和6年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

・宝塚市立長谷牡丹園指定管理料 6,279,000円

第3 監査の期間

事務局監査 令和7年11月17日から令和8年1月29日まで

監査委員監査 令和8年1月29日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書及び事業結果報告書、収支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

第5 監査の結果

西谷仕事人における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておおむね適正であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 宝塚市立長谷牡丹園の管理に関する基本協定書について

本市では、宝塚市立長谷牡丹園の管理について、宝塚市立長谷牡丹園条例第4条に基づき指定管理により管理を行うため、西谷仕事人との間で、令和4年4月1日に宝塚市立長谷牡丹園の管理に関する基本協定書（以下「牡丹園基本協定書」という。）を締結しているところですが、これとは別に同日付けで宝塚市立長谷牡丹園の管理に関する覚書（以下「覚書」という。）も締結しています。牡丹園基本協定書とは別に覚書を締結していることについて所管課に確認したところ、「本来であれば牡丹園基本協定書に業務仕様書等も添付する必要があったが、基本協定等締結後、業務仕様書等が漏れていることが発覚したため、（後日）改めて業務仕様書、各別表を含む添付資料一式を新たに覚書として締結した。」旨の説明を受けました。令和4年4月1日からの指定管理業務開始に当たって所管課の変更があり、その際の事務の引継ぎに不備があったことも要因と思われますが、次回の更新時には牡丹園基本協定書の締結前に添付書類も含めて内容の点検を行い、基本協定書に不備がないようにしてください。

2 貸与備品の管理について

宝塚市立長谷牡丹園の管理に当たっては、市から備品64点が貸与されています。

これら貸与備品の確認について所管課に確認したところ、「貸与備品の確認については、年に1度、4月に抽出確認を行っている。」旨の説明を受けました。しかしながら、今回、公の施設の指定管理者監査として現地確認を実施したところ、貸与備品のうち台車については確認することができませんでした。このことについて所管課に確認したところ、「当然あるものと思い、抽出確認の対象としていなかったため、確認が漏れていた。」旨の説明を受けました。結果として、令和4年度から4回、所管課による備品の抽出確認は行われていましたが、台車の所在を確認できていませんでした。市からの貸与備品については適正に管理するよう指定管理者に指導するとともに、指定管理者が業務上必要と判断し、自らの負担で備品を取得した場合は、適正に会計処理されているか確認するようにしてください。

第7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

(1) 指定管理期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 指定管理料 令和6年度 6,279,000円

2 指定管理施設の概要

(1) 名称 宝塚市立長谷牡丹園

(2) 所在地 宝塚市長谷字門畑29番地

(3) 敷地面積 約10,000㎡

(4) 植栽 里帰り牡丹(国内13箇所)及び宝塚市 70種 1,400株
松江市交流35周年 100株
芍薬 500株
その他修景植栽(中高木) 125本
(低木) 約510㎡

附帯施設 駐車場(56台)、券売所、軽食所(炊事場込)、便所、休憩所、四阿(あづまや)、展望台、補植用農地

(5) 開設年月日 平成13年4月(平成18年4月から指定管理)

3 施設設置の目的

宝塚市の園芸とゆかりのある牡丹の里帰りを記念するとともに、観光農業及び市民交流の振興を図るため。

4 指定管理者が行う業務

(1) 宝塚市立長谷牡丹園の開園に関する業務

(2) 入園料の徴収に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 牡丹の調査及び研究に関する業務

(5) 他の牡丹園との交流に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

第8 西谷仕事人の概要

1 名称等

- (1) 名 称 特定非営利活動法人西谷仕事人
- (2) 所 在 地 宝塚市大原野字丁裏11番地
- (3) 設立年月日 令和元年9月25日

2 目的

この法人は、地域住民及び市街地住民に対して、地域特性を活かした相互交流事業を行い、まちづくり、子どもの健全育成、環境保全への貢献により、文化的、経済的に活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

上記の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 施設等や自然環境を利用した市民交流促進事業
- (2) 野外活動体験事業
- (3) 里山活用保全事業

3 市との関係

- (1) 市出資額
該当なし
- (2) 役員の兼務等
該当なし

兵庫六甲農業協同組合

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

兵庫六甲農業協同組合（以下「農協」という。）における主に令和6年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

・宝塚市立農業振興施設指定管理料 1,825,000円

第3 監査の期間

事務局監査 令和7年11月17日から令和8年1月29日まで

監査委員監査 令和8年1月29日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書及び事業結果報告書、収支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

第5 監査の結果

農協における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておおむね適正であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 施設修繕の負担分担について

宝塚市立農業振興施設の管理に関する基本協定書（以下「施設基本協定書」という。）では、施設修繕の負担区分として、「日常的な補修・修繕工事及び備品の修繕（通常の維持管理又は原状回復に要するもの）であり、見積もり金額が10万円未満（税抜き）のもの」に関しては、指定管理者が負担することが定められています。しかしながら、令和6年度において、10万円未満の修繕工事に、市が修繕費を負担している事例が2件ありました。

事例A 宝塚市立農業振興施設 加工施設スイッチ交換

事例B 宝塚市立農業振興施設 集荷場出入口部分修繕

市が修繕した理由について所管課に確認したところ、「事例Aについては、業者の現地調査の結果、大規模な修繕になる可能性があったため、市で対応するに至った。事例Bについては、集荷場は野菜等の生鮮食品を保管する場所で、出入口を修繕して、害虫や埃の侵入を防ぐ必要があった。修繕の実施時期は年度末で、指定管理者が修繕に対応できる予算を使い切っていたため、指定管理者と協議のうえ、市が対応するに至った。」旨の説明を受けました。

両事例ともに市が修繕費を負担する理由にはならず、施設基本協定書に則り、指定管理者が負担すべき案件であったと考えます。市が負担した修繕費用について、指定管理者に返還を求めてください。

2 農産物加工施設について

宝塚市立農業振興施設には、多目的施設・農産物加工施設・屋外便所の3施設があり、市農産物の加工品販売に向けて、開発製造を行うことで、宝塚産農産物の消費拡大、PRに寄与し、農業振興に資することを目的に、農産物加工施設（以下「加工施設」という。）を設置しています。加工施設の利用については、指定管理者が制定した農産物加工施設利用規定（以下「施設利用規定」という。）で定められていますが、利用時間については、宝塚市立農業振興施設条例（以下「施設条例」という。）で定められた開館時間（午前9時から午後8時まで）を市長の承認を受けずに変更し、「原則6時から18時とする。ただし、利用者が利用計画書を提出し、農協が認めた場合は、この限りでない。」としています。また、利用料金については、「15分当たり105円」としています。

利用時間について、施設利用規定に定める利用時間外で利用しているのにもかかわらず、利用者から必要な利用計画書が提出されていないことを現地調査で確認しました。また、利用料金について、施設条例では、加工施設の利用料金は「1室あたり1日につき5,000円を超えない額の範囲」と定められていますが、施設利用規定で定める6時から18時まで最大利用した場合1日あたりの利用料金は5,040円となり、施設条例で定める金額を超過することになります。

このような現状に対する所管課の見解について確認したところ、「利用時間については、施設条例上の時間や事業計画書など、様々な捉え方ができる状況となっている。これは、利用時間について、指定管理者からの申請がなく、市が承認を行っていないことが原因である。令和8年度からの施設基本協定書を締結する際の諸手続において、利用時間を明確にし、誤解が生じないように処理する。」旨の説明を受けました。

宝塚市立農業振興施設の運営に当たり所管課は、条例、規則及び基本協定書並びに指定管理者が制定した各種規定等を遵守して指定管理業務が適正に行われているかどうか確実に確認を行うとともに、遵守されていない場合は遵守するよう必ず指導してください。

なお、令和8年度からの施設基本協定書締結時から改めるとしてはありますが、現在の指定管理期間についても早急に改めてください。

第7 指定管理の概要

1 指定管理期間及び指定管理料

(1) 指定管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 指定管理料 令和6年度 1,825,000円

2 指定管理施設の概要

(1) 名称 宝塚市立農業振興施設

(2) 所在地 宝塚市大原野字炭屋1番地の1

(3) 建物 多目的施設 鉄骨造平屋建て 205㎡
農産物加工施設 鉄骨造平屋建て 94㎡
屋外便所 鉄骨造平屋建て 37㎡

(4) 開設年月日 平成17年11月1日

3 施設設置の目的

農産物等を通じて都市と農村との相互交流を推進し、農業の振興及び地域の活性化を図るため。

4 指定管理者が行う業務

(1) 以下の事業を遂行する業務

ア 都市と農村との交流に関すること。

イ 地域農業の情報発信に関すること。

ウ 地域農産物や地域特産物を通じての農業の振興及び地域の活性化に関すること。

エ 地域農産物の加工品の開発及び製造に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業

(2) 利用許可に関する業務

(3) 利用料金の徴収に関する業務

(4) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、農業振興施設の管理に関し市長が必要であると認める業務

第8 農協の概要

1 名称等

- (1) 商 号 兵庫六甲農業協同組合
- (2) 所 在 地 兵庫県神戸市北区有野中町2丁目12番13号
- (3) 設 立 年 月 日 平成12年4月3日
- (4) 資 本 金 840億円

2 主な事業内容

- (1) 営農経済事業
- (2) 資産管理事業
- (3) 信用共済事業
- (4) 生活文化活動

3 市との関係

- (1) 市出資額
該当なし
- (2) 役員の兼務等
該当なし

宝塚市職員互助会

第1 監査の種類

財政援助団体監査

第2 監査の対象

宝塚市職員互助会（以下「互助会」という。）における主に令和6年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行

・宝塚市職員互助会負担金 14,943,590円

第3 監査の期間

事務局監査 令和7年11月17日から令和8年1月30日まで

監査委員監査 令和8年1月30日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書及び事業結果報告書、収支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

第5 監査の結果

互助会における財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておおむね適正であると認められました。

第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第7 互助会の概要

1 目的

互助会は、地方公務員法にのっとり、職員の相互共済及び福祉の増進を図ることを目的としています。

2 事業

互助会は、目的を達成するため、福利、厚生等に関する資金の給付その他の事業を行っています。

3 市との関係

(1) 市出資額

該当なし

(2) 役員の兼務等

理事長（市副市長）、理事及び監事（市職員）